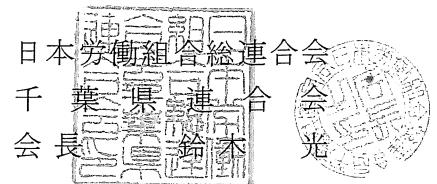


連合千葉発第 14-0157 号

2016年3月23日

千葉県教育委員会
教育長 内藤 敏也 様



奨学金制度に関する要請

貴職におかれましては、益々ご活躍のこととお慶び申し上げます。また、日頃は連合千葉の諸活動に対しまして、ご高配を賜り深く感謝申し上げます。

我が国では、1998年以降下がり続ける保護者の賃金収入と相反して上がり続ける大学の学費により、学生は奨学金を借りなければ大学に通うことが困難になっています。奨学金制度を運営する「独立行政法人日本学生支援機構」によれば、2014年度実績では135万人（無利子奨学金47万人、有利子奨学金88万人）が同機構の奨学金を利用しています。これは、全国の大学生のほぼ2人に1人にあたります。

他方で、大学卒業後には3人に1人の学生が非正規雇用となっており、2015年4月には、返還猶予期間が5年から10年に延長されたものの、奨学金を借りた8人に1人が返済の滞納や猶予の状態にあるとされています。このような状況にあるにもかかわらず、政府は、国立大学の授業料（2015年度約54万円）を更に値上げし、2031年度には約93万円にすることを検討しています。

こうした実態は、学ぶ意欲と能力をもった貧困世帯の子どもが、高等教育を受けることにより相対的に高い職業能力を身につけたとしても、貧困から脱することができない状況を生む可能性を示唆しています。

つきましては、学生が奨学金返済により生活困窮に陥ることがないよう、下記の通り、対象者への制度の周知ならびに、無利子奨学金や給付型奨学金の導入など、奨学金制度の充実・改善に取り組まれますよう要請いたします。

記

1. 奨学金制度の周知・広報について

奨学金返済により生活困窮に陥ることがないよう、高等学校において、生徒に対する奨学金制度の周知・広報を徹底すること

2. 奨学金制度の拡充について

教育の機会均等を保障する観点から、大学などの高等教育を対象とした「無利子奨学金」や「給付型奨学金」を導入（拡充）すること

以上